

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問だったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和6年4月17日付保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法・不当であるとして取り消すべきである旨主張する。

本件処分通知書に、就労収入が15000あると記載あるが、そのような事実は全くなく、事実誤認であり、取消しは免れない。

審査請求の利益について、請求人が追加で収入が発生した時、控除を受けることができなくなることからして、あるものと考える。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年月日	審議経過
令和7年 4月10日	諮問

令和7年 6月17日	審議（第101回第1部会）
令和7年 7月18日	審議（第102回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性と保護基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項において準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときには、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、

この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適當とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

イ 勤労に伴う収入

次官通知第8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、超過勤務手当等の収入総額を認定することとしている。また、次官通知第8・3・(4)は、勤労に伴う収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」（以下「基礎控除額表」という。）の額を認定することとしている。

なお、基礎控除額表において、収入金額別区分15,000円以内に対応する基礎控除額は15,000円である。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

本件処分は、請求人の令和6年5月1日以降の稼働収入を認定（推定）するものであるところ、本件収入申告書に、請求人が株式会社等の役員等で収入総額不定との記載があり、請求人からは、収入はあるものの15,000円を超えることはない旨を聞き取っていることを前提として、処分庁が、基礎控除額表において収入金額15,000円以内であれば、基礎控除額15,000円が認められることを考慮して、請求人の稼働収入を15,000円と認定した判断に不合理な点は認められない。

また、生活扶助費を94,290円（基準額94,290円－収入認定額15,000円+基礎控除15,000円）としたことにも違算は認められない。

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張する。しかし、本件処分に違法又は不当な点は認められないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實